

令和 5 年度 第 3 回
和泉市障がい者地域自立支援協議会資料

令和 6 年 3 月 2 9 日（金）

令和5年度 第3回和泉市障がい者地域自立支援協議会 資料

内容

権利擁護の取組み.....	1
相談支援部会.....	4
就労支援部会.....	10
地域移行部会.....	13
地域生活支援拠点部会	18
子ども部会	26
支援の質向上プロジェクトチーム.....	30
委員提案.....	33
これまでの委員提案.....	34

令和5年度 和泉市障がい者地域自立支援協議会 年間活動計画													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域自立支援協議会					【第1回】 7月31日					【第2回】 12月25日			【第3回】 3月29日
推進会議				【第1回】 6月15日			【第2回】 9月21日		【第3回】 11月7日			【第4回】 2月19日	
相談支援部会	全体会(勉強会)	【第1回】 4月26日				【第2回】 8月16日				【第3回】 12月20日			
	ネットワーク会議		【第1回】 5月17日	【第2回】 6月21日	【第3回】 7月19日		【第4回】 9月20日	【第5回】 10月18日	【第6回】 11月15日		【第7回】 1月17日	【第8回】 2月21日	
	事業所訪問			6月28日	7月18日	8月1日 8月17日 8月23日	9月25日	10月12日 10月30日 10月31日	11月20日 11月28日				
就労支援部会	全体会				【第1回】 7月12日						【第2回】 1月29日		
	工賃向上		【第1回】 5月12日						【第2回】 11月28日		【第3回】 1月31日		
	一般就労への移行			【第1回】 6月19日					【第2回】 11月30日				
地域移行部会	全体会(研修会)	【アルコール勉強会】 4月19日		【第1回】 6月20日				【第2回】 10月16日		【第2回アルコール勉強会】 12月1日 【市民講演会/「うつ病を知ら う 支えあおう」】12月7日	【向精神薬研修会】 2月6日	【第3回】 2月19日	
	居場所づくりチーム					【チーム会議】 8月21日	【居場所】 9月13日	【居場所】 10月11日	【居場所】 11月8日 【チーム会議】 11月8日	【居場所】 12月13日	【居場所】 1月10日・24日	【居場所】 2月14日・28日	【居場所】 3月13日・27日
	退院促進チーム							【チーム会議】 10月2日			【チーム会議】 1月22日		
地域生活支援拠点部会	全体会			【第1回】 6月13日						【第2回】 12月6日			
	短期入所利用スキーム					【相談支援専門員向け説明会】 7月19日	【事業所向け説明会】 8月30日	【事業所向け説明会】 9月5日	アセスメントシート回収(3月末締切り)				
	在宅スキーム							【説明動画配信開始】	もしもキャンペーン開始(案内文郵送は12月完了予定)				
子ども部会						【第1回】 8月31日			【第2回】 11月2日		【第3回】 1月25日		
権利擁護の取組み	法律相談(定例)			【第1回】 6月6日			【第2回】 9月6日			【第3回】 12月11日			【第4回】 3月26日
	事業所対象研修 ・虐待防止 ・権利擁護							【権利擁護研修 「意思決定支援」】 10月24日					
	虐待関連					【第1回レビュー会議】 8月22日						【第2回レビュー会 議】 2月21日	
支援の質向上PT	個別支援計画チーム	4月10日			7月31日	8月22日	9月19日	【全体会議】 10月30日	11月13日		【全体会議】 1月30日		【全体会議】 3月1日
	社会資源チーム	4月28日				8月22日							

権利擁護の取組み

権利擁護の取組み

目的

障がい者の権利を守るため、支援に携わる者が利用者に対して権利擁護の視点をもって適切な支援が出来ることを目指す。

概要

障がい者が地域で自分らしい生活を送ることができるよう、権利や尊厳を守り、人格と個性を尊重した支援につながる取組みを実施する。

1. 権利擁護研修

- ・障がい者の自己実現を目指し、サービス提供事業所がより適切な支援が出来るよう学ぶ場を設ける。

2. 法律支援事業

- ・法的観点が必要となる相談ケース等の対応のため、今年度も引続き大阪弁護士会と契約している。定期的な定例相談会と随時相談を活用する。
- ・相談支援専門員が関わるケースの中には成年後見制度等、法的観点が必要な相談もあるため、法律支援事業を活用してもらえよう、働きかけを行う。

3. 虐待レビュー会議

- ・被虐待者、養護者の権利を守るため、虐待が起こった原因を整理し、早期の解消に向け支援を行う。
- ・毎月の基幹相談支援センター内のレビュー会議で各ケースの進捗状況を確認し、課題解決につなげる。
- ・虐待対応から通常のケース対応に切替えるタイミングや、課題の解決または虐待対応の終結に向けた支援の方向性の確認や検討をする場として、今後も市と基幹相談支援センターによる虐待レビュー会議の開催を継続する。

権利擁護の取組み

1. 権利擁護研修

令和6年2月までの取組み実績と成果

次年度の研修に向け、権利擁護に関してどのテーマに関心が高いか知るために、相談支援専門員にアンケート調査を実施した。その結果、「成年後見制度」「意思決定支援」「障がい者虐待」が上位に挙げられた。

次年度の方向性

- ・アンケート結果を基に、研修内容を検討する。今年度の研修では、相談支援専門員の参加率が低く、アンケートでも業務多忙を理由に挙げている相談支援専門員も多かったことから、研修動画の配信等、より幅広く研修の機会を確保する方法について検討していく。また、研修を開催した際には、アンケートを行い、業務に役立つ内容になったのか、参加者の理解度を図るとともに、他に学びたい内容等を聞くようにする。
- ・当事者の支援のコーディネーター役となる相談支援専門員が、本人の意思決定に基づいたサービス等利用計画作成を行うことを目的に、普段の支援と結びつけ、より具体的かつ実践的に学べるよう、事例を用い、多数の相談支援専門員が参加出来る形で勉強会を開催する。

2. 法律支援事業

令和6年2月までの取組み実績と成果

○定例法律相談を下記の通り実施

12月11日（第3回/3事例）相談支援専門員2名が傍聴参加

事例①相談員としての責任問題の有無、フォロー体制について

②過度な要求に対する対応について

③金銭管理と支援者関係について

（※①②相談支援専門員、③委託相談より事例提供）

○随時法律相談は今年度全10件。（2月末時点）

相談に対しては迅速に回答があり、課題解決の上で有効的に成果が挙げられている。また、支援の方向性を固めた上で、法的にも問題が無いか弁護士に確認をすることもあり、支援の後ろ盾にもなっている。

○法律支援事業を活用できることについて、相談支援専門員にどの程度認知され定着しているのかということや、参加意欲が持てる定例相談の内容についてアンケート調査を実施した。結果から、法律支援事業や事例集を活用した相談支援専門員の多くから「参考になった」という回答が得られた。また、相談支援専門員が関わるケースの中には法的観点が必要な事例があると分かった。

権利擁護の取組み

次年度の方向性

今後も法的観点が必要な事例があると考えられるため、来年度も3ヵ月に1度の定例法律相談を継続する。ただし、従来の事例提供方式だけではなく、相談支援専門員が法律に関わる学びたい内容も踏まえ、法律に関する講義の場を設ける。引き続き、相談支援部会等で定例法律相談への参加の声掛けを行い、相談支援専門員に必要な応じ、法律相談を活用してもらえるようにする。

3. 虐待レビュー会議

令和6年2月までの取組み実績と成果

基幹相談支援センター内では虐待の早期解消に向け、適切な支援がなされているか毎月進捗確認を行っている。

2月21日に市と基幹相談支援センターのレビュー会議を実施。現状を確認し、終結と判断して見守りに切り替えるケース、継続して対応が必要なケースについて検討を行った。

（令和6年2月末現在対応件数：6ケース）

次年度の方向性

虐待の早期解消に向け、基幹相談支援センター内ではこれまで通り、毎月進捗確認を行う。また市と基幹相談支援センターのレビュー会議を年2回（8月、2月予定）開催し、適切な支援が行えるようにする。

また、虐待の対応力向上を目的に、「和泉市障がい者虐待防止・対応マニュアル」の内容やレビューシートの運用について、市と基幹で検討する。

相談支援部会

相談支援部会

目的

相談支援専門員として、必要な知識やスキルの習得が出来る場とし、専門性を高め、支援の質の向上を目指す。適時相談し合える体制を確立し、相談支援専門員全体のネットワーク作りを行い、相談支援における課題の抽出や解決に向けた取組みを行っていく。

概要

相談支援専門員として、支援を行う上で、障がい特性や制度の理解、社会資源情報の充足や関係機関との連携が必須となっている。

これまでは、相談支援専門員同士が相談し合える場があまりなく、相談支援専門員の抱え込みや、課題を把握、共有しにくいという状況があった。

そのため、適時相談ができ、相互に助言をし合える体制とし、4つの枠組み（勉強が出来る場、相談が出来る場、リアルタイムでの相談・情報交換が出来る場、個別相談が出来る場）で取組みを行っていく。

また、本部会の枠組みのみにとらわれず、主任相談支援専門員等と協働で実施する他の取組みや、他の専門部会との協働により、情報共有や協議の場としても、相談支援専門員への働きかけを行っていく。

1. 相談支援の質の向上

(1) 勉強会（全体会）（年3回／4ヶ月に1回）

全体に共通する制度や支援に関することに対し、研修、講座等を行う。学びを深め、スキルアップに役立つものとする。

(2) ネットワーク会議（1ヶ月に1回／勉強会開催月以外）

相談支援専門員が相談したいことや、様々な情報交換等を行い、日々の業務に活用出来るものとする。「何でも気軽に相談が出来る場」であり、課題の把握や解決に向けても協議していく。また、ネットワーク会議で出た内容により、必要に応じて勉強会（全体会）を実施していく。

(3) 事業所訪問（2事業所／月）

新規および希望する特定相談支援事業所を中心に、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所がペアで事業所に出向き、業務上の課題を聞取ったり、ケースの相談に関する助言、その他意見交換等個別のフォローアップを行う。

(4) オンライン相談（随時）

相談支援専門員の「すぐに相談したい」「今聞きたい」を叶えるべく、オンラインチャットを活用し、“情報共有”“相談ごと”等、相談支援専門員が自由に投稿し合い、即時支援に役立てられるものとする。

1. 相談支援の質の向上

令和6年2月までの取組み実績と成果

(1) 勉強会（全体会）

《勉強会「大人の発達障がいについて」》：講師は大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさか。（12月20日）

- ・特性等の基礎理解、疑似体験、事例紹介等、支援のポイント等を学ぶ機会とし、「疑似体験が出来たことで、当事者の気持ちが良く分かった」「事例紹介は、具体的な支援経過が分かったので良かった」「特性についての再認識ができ、支援に役立つ情報が多々あった」等、全体的に高評価であった。

(2) ネットワーク会議

- ・経験年数別に小グループでの相談会を継続。
- ・令和6年度の法改正・報酬改定の動向について、全体で確認を行った。
- ・障がい福祉サービスに係る取扱い等、過去に取上げた議題の経過について、全体共有を行った。

○ネットワーク会議および小グループでの相談会で出た意見および課題

・《個別ケースについての相談》

相談員が対応に苦慮するケースへの助言や、直接的な解決以外に、相談支援専門員としての対応に関する悩みなどの共有を行った。

・《手引書の作成について》

「共有簿冊」のボリュームアップをイメージし、初任相談支援専門員や、今後新たに事業を開始する相談支援専門員が活用出来るものとして、相談会内で意見を出し、取りまとめていくことの合意形成を図った。

(3) 事業所訪問

○事業所訪問から出た意見をカテゴリー別にまとめ、共有を行った。次年度、これらの中からテーマを設定し、協議検討することの確認を行った。
出た意見を以下のとおり課題として整理を行った。

・《人材育成等》

制度・報酬・業務理解の向上
知識・対応力・援助技術力等の質の向上
請求や書類作成等の業務マニュアルの整備

・《体制整備等》

関係機関との連携体制、計画相談支援業務の確立など相談支援体制の充実
サービス事業者とのマッチングのあり方や資源のあり方の整理

○事業所訪問から出た意見【8～9ページ参照】

(4) オンライン相談

- ・社会資源に関する相談や、その他情報共有について、いつでも投稿ができ、答えられる人が随時回答しており、即時支援に役立てることが出来ている。

次年度の方向性

- ・「令和5年度相談支援部会振り返りアンケート」を実施し、意見集約を行った上で、次年度の取組みについて検討し、実施していく。(4つの枠組み:①全体会、②ネットワーク会議、③事業所訪問、④オンライン相談については変更しない。)
- ・相談支援専門員が対応を行う上で、ケースの抱え込みや、課題を共有する機会がまだ少ない現状があるため、継続してその機会を設けることで、適時相談し合える体制を構築・強化し、相談支援における課題の抽出(地域課題を含む)や、解決に向けた取組みを意識的に行っていくとともに、相談支援の質の向上を図る。

(1) 勉強会(全体会)

- ・初任相談支援専門員が増えていること、対象者の抱える課題も多岐にわたっており、相談支援専門員として、必要な知識やスキルを習得し、より専門性の高い対応をすることを目的に、「統合失調症について」「生活保護について」「スマホ課金について」「ゲーム依存について」という既に挙がっている意見を勉強会テーマとして、順次開催を予定。
- ・研修の手法やフィードバックについては、動画配信等の活用も検討する。

(2) ネットワーク会議

- ・相談支援専門員自らが情報収集することで得られる情報の偏りや、相談支援専門員間で相互に相談をする機会が乏しいため、情報共有や相互に相談しやすい関係性を強化するため、引き続き、相談支援部会の核として、情報交換や検討を行っていく。
 - ・令和6年度の法改正・報酬改定について、順次、各種通知やQ&Aが発出されると見込み、継続的に議題として取上げ、必要な知識を習得する。
 - ・小グループでの相談会を継続して行うことで、3層構造だけでなく、相談支援専門員同士の横の繋がりを強化し、随時相談し合える体制を構築する。
- ※グループ分けの手法については、要検討事項とする。
- ・事業所訪問で出た意見の中から、ネットワーク会議のテーマとして設定し、必要な取組みについて検討していく。

(3) 事業所訪問

- ・事業所の困り感を把握し、フォローすることを目的に新規事業所および訪問を希望する事業所があれば、実施する。
- また、事業所訪問を通じて相談支援体制にかかる課題の把握を行う。

(4) オンライン相談

- ・引き続き、適宜自由に投稿し合えるツールとして運用していく。

相談支援部会

事業所訪問から出た意見(R5 年度分)

【支援・ケース全般について】

- ・障がい分野での経験がまだ浅く、精神障がいの方の対応に慣れていないので、関わり方がこれで良いのか、相談員としての立ち位置に悩むことがある。
- ・アルコール依存症で、本人に断酒の意思が無い場合は、それ以上の介入や改善は難しい。
- ・複合的な課題を抱える家族の場合は、家族支援としての対応に苦慮している。

【支援・相談体制について】

- ・まだ経験が浅いなどの不安はあるが、事案によりそれぞれ相談先(市・基幹・委託・ケースで関わりがある相談員など)は判断して相談出来ている。
- ・1 人職場であり、事業所内での教育係などの体制が取れない場合、他事業所に「インターン」という形で教育や指導を受ける機会があれば良い。1 人体制の場合、自身に何かあった時の心配は大きい。

【支援・その他】

- ・急な通院付添いなど対応することはある。利用者の状況により、断って不安になるなら対応したり、「今回だけ(通常はしない)」と断りを入れてから対応している。
- ・相談員が後付けの場合、サービス事業所の方が利用者のことを知っているため、相談員としてどうあるべきか(業務範囲含め)、やりにくさを感じることはある。
- ・新しい人間関係を築くのが難しいケースが多いので、卒業のタイミング(セルフへ移行)が難しい。
- ・契約による責任感で、トラブルや心外なことがあっても引くに引けない。相談員の立場で、どこまで対応し、どこまで我慢をしなければいけないのか、心身共に疲弊してしまうことがある。

【業務の効率化・書類等について】

- ・必要書類の確認や請求の仕方など、事務的な不明点を市に確認しながら行っていたため、時間を要した。実務に即した内容で、学ぶ機会が欲しかった。
- ・初期は書類上の細かいことが分からずしんどかった。最低限必要な部分だけに分かるようにしておくなど、効率化出来る部分があるのでは。
- ・共有簿冊以外に、手引書(市独自ルール、Q & A、書類記入例などベテランには当たり前のことでも)があれば、初任者でも安心出来ると思う。

相談支援部会

【市町村ルール】

- ・計画相談に係る事務的なことは、市町村によって書類など提出物や取扱いのルールが違うため、困ることがあった。

【業務の負担】

- ・援護市が遠方の場合、郵送や電話でやりとりするが、何ごとにも時間を要する。
- ・コロナ時はZoomを利用して担当者会議を実施するなどしていたが、最近は対面に戻ってきているので、移動などに時間がかかるのが負担。

【社会資源について】

- ・移動支援の新規受入れ可能な事業所が少ない。移動支援だけでも指定を取れるようにするなど、もっと柔軟な制度設定にすれば良いと思う。
- ・住所地特例で、援護が和泉市以外の場合、登録や請求など別の事務手続きが生じ、対応してもらえないこともあり、臨時的に相談員が対応することもある。
- ・通所終わりなど、支援の希望が同じ時間帯に集中するので、なかなか受入れ事業所が見つからない。事業所探しは不安に思っている。
- ・ケースと事業所のマッチング方法がもっと効率的になれば良い。
- ・和泉市内近隣で、未就学児が利用出来る短期入所が無い。
- ・重心者の短期入所の受入れ施設が無い。特に和泉市には不足していると感じる。
- ・社会資源を探す時や、制度理解や支援に関するフローチャート(例:こんな希望があれば、こんなサービスが良いのでは)があれば、役立てることが出来る。
- ・利用者も支援者も、気軽に立ち寄れる場所があれば良い。社会参加し始めの人が出かけられる場所があり、そこで色々な情報が得られると良い。
- ・介護移行を見越した支援(関わり方)をする必要があると考える。障がいのことを知るケアマネの必要性を感じている。

【部会運営について】

- ・最初は知らない顔が多く、怖くて声をかけられなかった。話す顔ぶれは大体決まっていると感じるが、年数別のグループワークは話しやすいと思う。
- ・全体での場も良いが、もう少しこじんまりした場の方が話しはしやすい。

【その他】

- ・現任研修は、最終年度の通達無く、自己管理に負担を感じる。最終年度でも、人数制限で受講出来ない可能性もあると聞き、1人事業所であれば、業務継続出来なくなることも考えないといけない。

就労支援部会

就労支援部会

目的

障がいのある方の就労について、個々に合わせた就労の場を提供し、また経済的な自立や生活基盤を整備することを目的とし、本部会では「一般就労の促進」「工賃の向上」の取組みを行っていく。

概要

一般企業（障がい者枠）への就労、また就労後の定着のため、就労支援機関同士が連携し、支援に取り組むことが必要である。各就労支援機関が有機的に機能していくため、役割の整理を行い、就労の促進と定着を目指す。

また、就労継続支援B型事業所の工賃を向上する取組みとして、企業等からの受注を増やし、授産製品の販路拡大に向けた取組みを行っていく。

1. 一般就労への移行

一般就労（障がい者枠）への移行者数を増やすことを目的に、一般企業の求人や実習先の確保に向け、障がい者雇用に関する理解促進や就労支援機関を利活用することによる企業メリットの発信を行う。また、就労支援事業所での一般就労に向けた支援の底上げ、各就労支援機関の役割や機関同士の連携の在り方について、協議する機会を持つことで、取りこぼしのない支援体制の実現に繋げていく。

2. 工賃向上の取組み

企業からの受注を増やし、実績を積むことで工賃を向上させていくことを目的に、事業所が受注可能な業務や製品について、カタログによる周知を行うといった、企業等へのアプローチを行う。また、企業からの受注状況を共同受注グループ内で共有し、企業ニーズや必要な成果を培うことで、工賃の向上を目指す。併せて、授産製品の販路拡大のための販売イベントを企画実施していく。

1. 一般就労への移行

令和6年2月までの取組み実績と成果

- ①求人や実習先の確保に向けた企業アプローチ
- ②障がい者雇用に関する理解促進
- ③就労支援機関を利活用することによる企業メリットの発信
- ④各就労支援機関の役割分担や機関同士の連携についての整理
- ⑤一般就労を希望する方へのアプローチ（就労支援事業所の一般就労に向けた支援の底上げ）

特に④⑤の就労支援機関同士の役割分担、機能強化、就労移行支援事業所の支援の底上げについて、重点的に取り組む。

①②③の取組みについては、泉州北障害者就業・生活支援センターや和泉市障がい者就労支援センターとのケーススタディを通じて、役割分担、機能強化を行う中で、発展的に実施していく。

- ・和泉市内の就労移行支援事業所（5事業所）を対象にヒアリングを行った。
（12月20日、2月1日・9日・15日・29日）
- ・ヒアリング後の評価を行う（3月上旬実施予定）
- ・ケーススタディを行う。（次年度実施予定）

次年度の方向性

○就労支援機関同士の役割分担、機能強化

就労支援機関同士の役割を相互に理解するとともに、それぞれの役割を強化することで就労支援体制の強化を図る。

より効果的な就労支援の具体策を共有することを目的に、和泉市内の就労移行支援事業所、泉州北障害者就業・生活支援センター、和泉市障がい者就労支援センター、障がい福祉課、基幹相談支援センターで、事例を用いて一般就労に向けた支援の検討会（ケーススタディ）を実施していく。

※ケーススタディのポイントとしては、

- ・就労支援機関同士が多角的な視点でケースに対して助言し合うこと
- ・他機関同士がお互いの機能の理解を深めつつ、必要な機能強化を図ること

2. 工賃向上の取組み

令和6年2月までの取組み実績と成果

○工賃向上グループ会議を実施（1月31日）

授産製品紹介カタログの具体的な周知方法について検討を行う。

カタログ（冊子）だと大量に周知する事の難しさがある為、チラシを作成して周知していく。そのチラシの内容の検討を行っている。

具体的には、よりカタログの閲覧数を増やし、受注へ誘導できるよう、各事業所が何をどこに売り込みたいのか意見を募集し、周知先・方法をイメージしてチラシを作成することとした。

次年度の方向性

○就労支援部会として、販路拡大に向けた営業方法を確立させていく。

- ・販路拡大に向けカタログを作成したが、カタログを活用（周知）が不十分で、販路の拡大に繋がっていない。
- ・カタログやチラシを活用し、何を、どこに、誰が、どのように営業していくのかを検討・実施し、販路拡大、工賃向上を図る。

全体会について

○1月29日に全体会を実施

以下のテーマ別にグループワークを行い、支援の中での困り事に対して、工夫していることなどを共有し、支援のヒントを得られる場となった。

【テーマと意見交換・情報交換の内容】

*作業効率、就労を見据えた支援について

- ・どのように利用者中心で作業を行っているのかの共有を行った。
- ・利用者が出来ない、やらない作業の理由を深掘りし、出来るようになるための支援に関するアイデアを出し合う。
- ・請負先からの受注がなくなり、求人サイトから外注の営業を行っている。

*利用者対応について

- ・利用者同士の対人トラブルについては、事業所だけでなく、相談員や家族などと一緒に検討している。
- ・利用者同士で、なぜトラブルになったかを考えるようにしている。

*支援者のスキルアップについて

- ・就労の支援の在り方について、改めて考える機会を設けている。
- ・テーマを決めて、スタッフ、利用者全員でグループワークを行っている。

地域移行部会

地域移行部会

目的

精神障がい者が地域社会の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障がい福祉、住まい、社会参加(就労等)、家族支援、地域の助け合い、普及啓発(教育)等を包括的に整備する「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」※1の構築を目指した取組みを行う。

概要

「入院医療から地域生活中心へ」という基本的な施策※2のもと、地域移行部会においても、令和3年度まで精神科病院における長期入院者の退院に向けた取組みを中心に行ってきた。

その中で、退院促進のため地域の受け皿づくり等、地域で生活する精神障がい者等が安心して生活できる仕組みそのものの構築を和泉市でも整備していくため、令和4年度からは「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組みを開始した。関係機関・関係者等に対するアンケート及びヒアリングの結果から、和泉市における精神保健医療福祉に関する課題を抽出。精神保健医療福祉と地域や当事者家族を巻き込んだ取組みを実施する。

1. 研修会

- ・相談支援従事者に対し、精神障がいに対する正しい知識、支援の方法について学ぶ機会を提供する。また、精神科医療機関との連携を円滑に行うことを目的に、医療機関と相談支援従事者が交流・相談できる機会をもつ。
- ・地域住民に対する精神保健福祉に関する普及啓発を目的に、市民向け研修会を開催する。

2. 居場所づくり

精神障がい者(疑いも含む)を対象に、既存の制度(就労系サービス等)の活用が難しい段階の方や、日中活動の選択肢を増やしたい方が気軽に過ごせる居場所をつくる。

3. 地域移行(退院促進)

長期入院患者の退院意欲を喚起する等、地域移行支援につなげるための検討を行う。医療機関、ピアサポーター、事業所、行政機関等と協力して取り組むためにチームを立ち上げる。

※1 平成29年2月、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において新たな理念として明確にされた。

※2平成16年9月「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策が示されている。

1. 研修会（全体会での協議）

令和6年2月までの取組み実績と成果

○研修会①「第2回 アルコール関連問題勉強会」…12月1日実施

【目的】第1回勉強会の内容を更に深め、支援力向上を図る。さらに、専門医療機関の相談員と身近に相談出来る体験や専門医療機関を知る経験を通じて、円滑な連携を行うためのネットワークを構築する。

【内容】(1)ミニ講義：「専門医療機関ができること・できないこと」

相談会：実際のケースを基に、支援者が抱える悩みや躓きを相談し、支援のポイントについて学ぶ。

(2)病院見学：専門治療の現場について理解する。

【結果】・6名が参加(第1回目勉強会参加者12名に案内)

・アンケート結果において、メインの「相談会」については、全員が「非常に良かった」と回答。自由記載欄も満足度が高く、実践に活かせる内容であったと高評価。実際のケースを用いた勉強会という、受け身ではない一歩踏み込んだ研修の重要性が確認出来た。

○研修会②「市民講演会」…12月7日実施

大阪精神科診療所協会と和泉保健所が主催。地域移行部会は共催。

【目的】精神保健福祉分野について、地域住民に身近に考えてもらう機会を提供する。

【内容】「うつ病を知ろう 支えあおう」をテーマに、うつ病の基本的知識とうつ病の時代的背景等を中心にクリニックの医師が講演を行った。

【結果】・和泉保健所管内に在勤・在学・在住の70名が参加。アンケート結果において、講義の内容については「非常に良かった」「良かった」の回答が大半で好評であった。今後希望するテーマについては、発達障がい、統合失調症、依存症、パーソナリティ障がいの回答が多かった。

・和泉保健所としては、「大精診市民講演会」の活用を前提として、来年度も開催の方向。各市町も共催の意向が確認出来た。

○研修会③「向精神薬研修会」…2月6日実施

【対象】相談支援従事者(相談支援専門員、CSW等)

【目的】向精神薬のおさえておきたい基礎的知識について学び、精神障がい者への理解を深め、支援力向上を目指す。

相談支援従事者と日頃連携を取る事が多い、訪問看護師を講師とし、他職種とのより良い連携にもつなげていく。

【内容】「相談支援従事者が知っておきたい薬の話」をテーマに、向精神薬に対する基礎的知識、症状と副作用の違い、拒薬について等、支援者として気にかけておきたいポイントについて学ぶ。

【結果】・41名が参加。

- ・質疑応答では、薬に関する内容だけではなく、医療との連携や困難ケースについての質問もあり、精神障がい者を取り巻く支援全般においての課題意識も強いことが伺えた。
- ・アンケート結果においては、研修そのものの満足度が高かっただけでなく、今後も研修の機会が必要だと考えている支援者が非常に多かった。また、取り上げて欲しいテーマについても意見が多岐にわたり、支援者にとって精神保健福祉分野での関心の高さが伺えた。

○研修会 総括

今年度実施した研修全体について振り返り、来年度の実施頻度や時期、内容について検討を行った。

次年度の方向性

○来年度の研修内容、実施時期の検討

- ・これまで研修の対象を相談支援従事者としていたが、事業所職員や訪問看護師にとっても精神疾患、精神障がいに関する知識だけでなく、本人支援の基本となる関係形成やそれに基づくアセスメント等の対人援助技術が求められている。そのため、相談支援従事者に限らず、精神障がい者に関わる支援者全般を対象とした研修を実施予定。講義形式で知識を得るだけでなく、多職種の中で事例を通じて学びを深め、相談、交流できる機会もち、実践に活かすことが出来る内容を検討していく。
- ・アルコール関連問題勉強会について、専門医療機関との連携ができるネットワークをより広めていくために、効果的だった第2回の相談会形式での研修の実施を次年度も実施予定。
- ・市民講演会において、地域移行部会としても共催の意向となる。今年度の経験を踏まえ、より多くの市民に広くメンタルヘルスの普及啓発を行い、予防への認識を高めてもらうため、テーマ選定の部分より部会として提案を行う方向性。

2. 居場所づくり（居場所づくりチームでの協議）

令和6年2月までの取組み実績と成果

令和6年8月までを区切りとして活動中(月2回：第2水曜、第4水曜)。利用者拡大に向けて、チラシ内容を改訂し、精神科病院及び診療所、家族会、コスル掲載など周知範囲を広げた。

○居場所の開所(12月13日、1月10日、1月24日)

12月13日：1名(40代男性)

1月10日：1名参加(40代男性)

1月24日：参加者なし

2月14日：3名参加(40代男性/他、男性2名)

2月28日：2名参加(50代女性/30代男性)

※スタッフは居場所提供者を常駐として、地域移行部会メンバー、和泉市訪問看護メンタルヘルスの会※3より看護師が都合に応じて参加。

次年度の方向性

○第3回チーム会議…令和6年4月頃を予定

- ・現状の課題である利用者数の拡大について、周知方法、開催頻度を変更しからの振り返りを実施予定。
- ・新たな利用者や支援者からの意見等をもとに、居場所の内容等の検討を行っていく。

○第4回チーム会議…令和6年6月頃を予定

- ・現内容での活動の区切りである8月を前に、居場所の活動を評価し、活動の中で集約したニーズや課題に基づき、今後の活動について検討予定。

※3和泉市内の精神科に特化した訪問看護ステーションの会議体(令和5年4月立ち上げ)。

地域移行部会

3. 地域移行(退院促進) (退院促進チームでの協議)

令和6年2月までの取組み実績と成果

○「退院促進チーム」第2回会議…1月22日実施予定

- ・630調査(和泉市)の結果における、地域精神医療体制整備広域コーディネーターの見解をもとに、チームメンバーで意見交換を実施。その内容を踏まえ各病院への実態把握の方法について検討を行った。
- ・院内研修への参加について
3月15日、阪和いずみ病院にて実施予定。講師は精神科病院認定看護師。看護師20名程度を対象に、地域移行支援の制度に関する基本的内容を講義予定。地域移行部会としてはメンバーより聴講参加予定。
- ・退院意欲の喚起及び地域移行支援の利用支援について
令和3年度に作成した地域移行支援の周知ポスターを近隣市精神科病院へ配布するとともに、地域移行支援の利用案内も新たに作成し、和泉市内、近隣市精神科病院に配布予定。

次年度の方向性

○第3回チーム会議…令和6年4月頃予定

- ・各病院におけるケースの実態把握のため、寛解・院内寛解の患者を中心にケースを挙げてもらい、会議で共有及び深掘りを行う。その中で、個別面談につながりそうなケースに関しては、訪問面接(退院への意向確認や地域移行支援に関する説明)等の実施に向け検討、調整を行っていく。
- ・院内研修実施の振返り。

地域生活支援拠点部会

地域生活支援拠点部会

目的

『和泉市地域生活支援拠点整備方針』に基づき、事業運用を促進すると共に、事態発生時に個別の状況に応じた緊急時対応を円滑に行える体制整備を進めることで、安心して暮らし続けられる地域づくりを目指す。

概要

令和3年度より短期入所利用による緊急時の受入れ体制を構築し、登録制にて事業運用を開始してきたが、リスクマネジメントの必要性を感じない、備えることによる生活の変化を好まない、登録準備への負担感、要件に合わない等の理由から登録が進まず、また、短期入所の利用が困難な人を受入れる新たな体制について、対応の個別性の高さによりパターンとしての検討がし辛い状況があったため、取組み手法について再整理を図った。

1. 事業運用の推進

日頃から緊急時や親亡き後のことを家族や支援者で話す機会をもち、本人・家族の希望や各支援者の役割、対応の流れを理解し備えておくことで、「もしもの時」も安心して地域生活を送ることが出来る仕組みづくりを行う。

2. 課題の抽出・検証・改善による機能強化

登録要件やリスクの程度に関わらず、緊急事態の発生が予測される全ての人の障がい特性や緊急時にインフォーマルも含めた必要な支援、課題（不足している社会資源）等、個別の状況を把握し、対応の見直しや新しい支援体制構築の検討を進めることにより、それぞれに応じた受入れ体制の構築を目指す。

○現行スキーム以外の検討

利用者情報から、現行フローでは対応出来ない課題や必要な支援を抽出・分析し、在宅等でも受け入れ出来る手段について検討を進める。

○短期入所の受入れ体制の更なる整備

受入れ側の短期入所事業者等が、緊急時の受入れや支援しているうえでの困りごと、その他の課題を共有・解決するための協議の場をもち、連携体制の強化と、和泉市内全体での受入れ体制整備を図る。

1. 事業運用の推進

令和6年2月までの取組み実績と成果

(令和6年2月末時点登録件数：8ケース)

今年度対応実績 1件(令和6年2月)

[経過]

令和4年度対応した方と同一ケース。こだわり行動が激しくなる高揚期と、眠り続ける休眠期を繰り返し、両親はそれに合わせて生活している。今回高揚期が周囲の見通しより長引いたことで両親はひどく疲弊。自宅で介護困難になり、計画相談から通報があった。短期入所は登録先の事業所が体制上の問題で受入れ不可だったため、コーディネーター（基幹相談支援センター）が他の事業所に打診し、受入れ先が見つかる。受入れ先へ送迎時は利用への拒否もなく進んだが、翌日早朝無断外出にて一人で帰宅したところを母に発見された。

[対応の中で見えた課題]

- ・空床情報を正確に把握出来ず効率的に探すことができないため、最新情報を把握出来る仕組み（事業所が積極的に更新や共有出来る）が必要。
- ・事前に懸念事項も含めた情報共有を行うが、特性に十分配慮した対応（常時の見守りや付添い等の手厚い体制等）をとることが難しく、受入れ出来ない事業所が多い。体制確保に対し相当する評価や支援者のスキルアップが必要。
- ・利用者の特性から短期入所利用に難しさがある場合の、訪問系との併用を含めた在宅支援の体制構築が必要（再掲）。

[良かった点]

- ・前回時よりモバイルアプリの情報交換ツールを利用して主治医を含めた関係機関が常時、情報共有でき、日々の様子や状態について同時に把握しながら支援体制が組まれてきており、経過を共有しながら、帰宅後も支援者側の混乱はなく支援を継続された。
- ・前は出来ていなかった平日通所の利用が定着しており、日中に関しては慣れた事業所で受け止めることが出来た。

[今後の流れ]

部会で担当相談支援専門員がケース概要や対応経過を報告し、ケースの課題や支援体制の改善点、拠点の運営等に関する提案事項などを協議する。

○「もしもキャンペーン」令和5年9月～12月実施

利用者・家族の声

- ・緊急時対応を考えたからと言って、受入れ先が増える訳ではない、少ないと感じている。
- ・現在計画相談を利用していないが、今後のことを考えると必要と感じた。
- ・どうしても考えられない。実感がない。経験がないので分からない。
- ・もしもの時を考える良い機会になった。

相談支援専門員より

- ・将来に備えてサービス利用の練習を少しずつしていくことを、本人と話が出来て良かった。
- ・キャンペーンをきっかけに、グループホームの見学に繋がった人もいる。
- ・「緊急時のために備えておかないと」と思ってきてもらえている人もいる。
- ・備えのための練習で利用しても、それが原因で次の利用を拒否される恐れがある。
- ・新しい環境が苦手なため、サービス利用ができないのが現状。
- ・キャンペーン自体が何のことか分からない人が多く、相談員から声かけや説明が必要だった。

次年度の方向性

「もしもキャンペーン」の実施により、緊急時や将来に向けて関係機関で話し合い準備しておく「備えの必要性」についての意識づけを行ったが、必要性はあるものの、身近に考えたり実際に話し合ってみることがまだ難しいとする方や事業所もあることから、「もしもキャンペーン」について相談支援専門員や協力事業者へアンケートを実施して効果検証を行い、それを踏まえて新たな啓発の取組み（意識づけから実行につながる次のしかけ）を実施することで、今後も個々の緊急時支援体制の構築を進めていく。

2. 課題の抽出・検証・改善による機能強化

令和6年2月までの取組み実績と成果

○「もしもキャンペーン」から得られるバックデータ

「緊急時についてのアセスメントシート」回収後データ整理と分析を実施。

＜回収状況＞令和6年3月末締切り

310名回収/1,359名中（2月末時点）…回収率22.8%

＜傾向・課題分析＞（中間報告）⇒数字上のデータを次頁に掲載

- ・緊急時にサービス利用を希望していても、区分をもっていない人がいる。
- ・「主介護者以外に手伝ってくれる人がいる」としている人でも、長期間は期待出来なかったり、支援出来る範囲が限られ、サービス利用が必要と考えられる人もいる。
- ・対応が長期になると在宅支援より短期入所利用や、グループホームへの入居を必要とする人が多い。
- ・短期入所利用にあたっては、支給日数不足に不安を感じている人もいる。
- ・緊急時対応が必要な人が、登録要件に当てはまらない。
- ・短期入所の受入れ先がない人がいる。
- ・自宅で見守りや対応をして欲しいと希望があるが、体制が整っていない。

○第2回部会（12月6日実施）

- ・各スキームの取組みや検討メンバー、その他求められている機能について、今後の進め方の確認や協議を行った。
- ・部会后、チームで検討していくための準備として課題と考えられることや協議のポイント整理、取組みスケジュールの組み立てを事務局で行った。

次年度の方向性

個別の支援体制を検討・構築していく上では、個々の特性や希望に応じた選択を安心して出来るようにする必要があるため、チームで各スキームの拡充や構築に必要な取組み、手法を検討・実施していく。

（1）短期入所スキーム

（2）在宅スキーム

（3）その他

- ・医療的ケアが必要な方への対応
- ・周辺市との広域的連携（社会資源、取組み好事例）

地域生活支援拠点部会

【中間報告】もしもキャンペーンの分析について

● 発送数と回収数 1,359 名のうち 310 名の回収……回収率 22.8%

★ 全体 310 名の内訳

障がい種別	主介護者が いない	いる	総計
身体	13	19	32
療育	11	95	106
精神	61	66	127
精神療育	4	8	12
身体療育	2	25	27
身体難病	0	1	1
身体精神	3	1	4
難病	0	1	1
総計	94	216	310

区分	主介護者が いない	いる	総計
なし	27	73	100
区分 1	4	7	11
区分 2	31	33	64
区分 3	16	23	39
区分 4	7	23	30
区分 5	3	20	23
区分 6	3	36	39
不明	3	1	4
総計	94	216	310

日常的に身の回りのお世話をしてくれる主介護者がいる or いない → いない 94 名

↓
いる
216 名

216 名のうち、主介護者が不在になった時に、緊急対応が必要 or 不要

→ 不要 84 名

↓
必要
132 名

132 名のうち、緊急対応が必要な場合、主介護者以外に手伝ってくれる人がいる or いない

→ いる 36 名

↓
いない

96 名

96 名のうち、緊急時に必要な支援として何が必要か？

地域生活支援拠点部会

年齢	主介護者が いない	いる	総計
10代	1	9	10
20代	4	65	69
30代	11	48	59
40代	19	50	69
50代	37	35	72
60～64歳	20	9	29
不明	2	0	2
総計	94	216	310

★「主介護者がいる」と回答した 216 名の内訳

障がい種別	緊急時対応 が必要	不要	総計
療育	73	22	95
身体	12	7	19
精神	19	47	66
精神療育	5	3	8
身体療育	22	3	25
身体難病	0	1	1
身体精神	0	1	1
難病	1	0	1
総計	132	84	216

区分	緊急時対応 が必要	不要	総計
なし	30	43	73
区分 1	4	3	7
区分 2	18	15	33
区分 3	12	11	23
区分 4	18	5	23
区分 5	15	5	20
区分 6	35	1	36
不明	0	1	1
総計	132	84	216

「主介護者がいる」と回答した 216 名の内訳を見てみると、特に療育や身体が緊急時対応を必要としている回答数が多くあるが、精神は不要と回答している数が多い。

また、区分が高い方が緊急時対応の必要としている数が多い。一方で、区分なし・3 以下でも必要としている人が一定数いる。

★緊急時に必要な支援

区分	『ショートステイ』	『ショートステイ』と 『ヘルパー』	『ヘルパー』	その他	選択 なし	総計
なし		5	3	5	8	21
区分1	1	1			1	3
区分2	1	4	4	1	2	13
区分3	2	4	1		1	8
区分4	5	2	1	2	2	12
区分5	6	4			1	11
区分6	13	11		3	1	28
総計	29	31	9	11	16	96

★もしもの時をイメージできたか

もしものをイメージできたか	総計
はい	209
いいえ	35
選択なし	66
総計	310

★「はい」の回答数が多くある。また、モニタリングにて、「今回のキャンペーンを通じて、もしものことを考え、ショートステイの利用に至った」との記載があったりと、キャンペーンの効果はあったと考える。

一方で、緊急時のことについて話し合って備えておくことをイメージするのが難しいとする人もいるため、事前登録作業を通じて準備や確認が必要なことを考えられるよう、今後も啓発を継続していく。

●まとめ

- ・今回の分析で「区分にかかわらず緊急時対応が必要であるため、登録要件として定めている区分4以上の見直しが必要」「緊急時に必要な障がい福祉サービスとしてショートステイとヘルパーの回答が多くあったため、ショートステイの更なる体制整備を引き続き行い、ヘルパーの支援体制についても整備を進めていく必要があると分かった。
- ・緊急時に必要な支援で「その他」の多くは、グループホームの利用である。例えば、「今は祖母が居るため問題ないが、将来的にグループホームへの入居を考えている」、「一人で生活することはできないためグループホームの入居を考えている」といった意見があった。そのため、将来を見据えて、グループホームの体験を進めていく必要がある。

地域生活支援拠点部会

障がい種別	『ショートステイ』	『ショートステイ』 と『ヘルパー』	『ヘルパー』	その他	選択 なし	総計
療育	15	21	3	3	8	50
身体	3	3	2	2		10
精神		2	4	2	5	13
精神療育	1	1		1	2	5
身体療育	10	4		2	1	17
難病				1		1
総計	29(30.2%)	31(32.3%)	9(9.4%)	11	16	96

★特に必要としている支援で回答数が多くあったのは、

「ショートステイとヘルパー」…31(32.3%)

「ショートステイ」…29(30.2%)

「ヘルパー」…9(9.4%)

「ショートステイ」を必要としている人が多い。また、「ヘルパー」と必要としている人も一定数いる。

また、ショートステイのみではなく、ヘルパーの利用を必要としている回答している人が一番多い。

そして、区分がない場合でも、区分が必要なショートステイやヘルパーの利用を希望している人もいるため、区分の取得や支給決定を受けておくことなど、備えの範囲についても個々に検討を進める。

- ・「主介護者以外に手伝ってくれる人がいる」と回答した人の中でも、緊急時には障がい福祉サービスの利用が必要との回答があるため、緊急時に主介護者以外の人がどこまで対応できるのかを確認しておく必要がる。
- ・主介護者以外に支援をしてくれる人がいる、いないに関わらず、緊急時のことを考え、日頃からサービスの調整を本人や家族、支援者で考えておく必要がある。

子ども部会

子ども部会

目的

障がい児とその家族の多様化するニーズに対応できるよう、関係機関が連携して協議することで、障がい児のライフステージに沿った切れ目のない効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築づくりを目指す。

概要

医療的ケア児の支援は、児童福祉・障がい福祉だけでなく医療・保健・保育・教育と様々な分野の協力が必要で、その連携体制の構築は喫緊の課題となっていた。

令和4年度、医療的ケアが必要な子どもの支援について、制度の複雑さや多岐にわたる窓口等で、情報がわかりにくくなっている現状があった。そこで関係機関の情報を整理し、保護者向けガイドブック作成にむけ、取り組み始めた。

また、子ども部会立上げに向け、地域自立支援協議会委員ならびに障がい児支援の関係機関にヒアリング等を踏まえ、障がい児支援の課題を取りまとめ、検討の場の整理を行った。

今後、障がい児者連携や児者共通の課題については、他の専門部会との協働で協議していく機会を検討していく。

1. 保護者向け ガイドブックの作成

- ・ ライフイベントを軸に、できる限り簡潔にわかりやすく情報を整理し、ガイドブックを完成させる。
- ・ ガイドブック作成を通じて、医療・保健・保育・教育・福祉の各関係機関の役割について相互の理解を深め、ライフステージに沿った切れ目のない支援の連携の見える化を図る。
- ・ 障がい児相談支援連絡会で完成したガイドブックを活用し、医療的ケア児の支援について周知し、医療的ケア児の対応できる相談支援事業所を増やすきっかけにする。

2. 災害時の対応に向けて

- ・ 災害発生時に備えて、現状を共有し、課題整理を進める。
- ・ 避難行動要支援者支援事業の活用等、具体的な取組みにつなげる。

3. その他

- ・ 障がい児支援の課題および他の会議体での検討課題を集約し、必要に応じて地域自立支援協議会に報告する。

1. 保護者向け ガイドブックの作成

令和6年度2月までの取組み実績と成果

○医療・保健・保育・教育・福祉の各関係機関の意見を参考にライフイベントを軸に情報を整理し、ホームページにガイドブックを掲載した。

○相談支援連絡会で完成したガイドブックを周知し、医療的ケア児の支援について共有した。

次年度の方向性

各関係機関等から意見を取り入れ更新していく。

2. 災害時の対応に向けて

令和6年度2月までの取組み実績と成果

避難行動要支援者登録者で保護者同意ケースを事例に、自宅内、自宅周辺の地理環境を写真と地図で共有し、家族が事前に準備できること、地域で支援できることについて検討した。

和泉市在住の医療的ケア児の校区把握として、和泉市地図に示し共有した。

医療・保健・保育・教育・福祉の各関係機関の災害時に向けた取り組みについて情報共有した。

課題として、医療的ケア児の災害対応に向けた情報集約と発災時の情報集約について挙げた。

次年度の方向性

事例提供ケースを基に、家族が事前に準備できること、地域で支援できること等、具体的に取り組みを進めていく。

医療的ケアが必要なお子さんとお家族の方へ

和泉市では、令和4年度から「医療的ケアが必要なお子さんの支援」について支援関係者が協議する場を設けました。そのなかでの意見を受け、医療的ケアが必要なお子さんとお家族に向けた支援情報を集約したガイドを作成しました。

和泉市にお住いの医療的ケアを必要とするお子さんが、できる限り年齢に応じた当たり前の生活を送り、ご家族が日々安心して暮らすことができるような支援ガイドとして役立てていただけたら幸いです。

[医療的ケアが必要なお子さんとお家族のための支援ガイド](#)

[入院中に確認しておくこと](#)

[退院後の相談窓口のご案内](#)

[医療費の助成について](#)

[障がい手帳、補装具、日常生活用具について](#)

[保育所入所について](#)

[障がい児通所支援サービスについて](#)

[小学校入学について](#)

[障がい福祉サービスについて](#)

[経済的支援](#)

[災害時の備え](#)

[関係機関の連絡先](#)

ポイント

- ・むずかしい説明や専門用語を避けて作成しました
- ・いろいろな申請の窓口をわかりやすくまとめました
- ・年齢（成長）にあわせた内容と相談窓口を紹介しています

初めてご覧になる方は、「医療的ケアが必要なお子さんとお家族のための支援ガイド」をご覧ください。

《案内カード》

（表面）

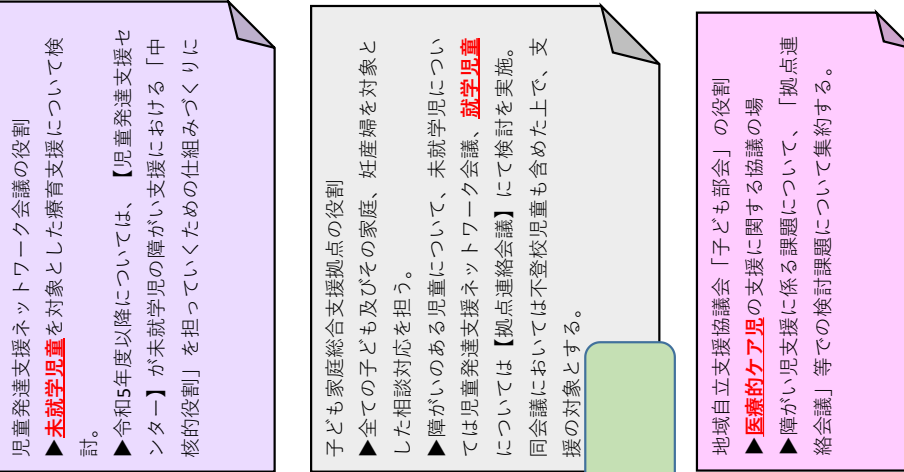
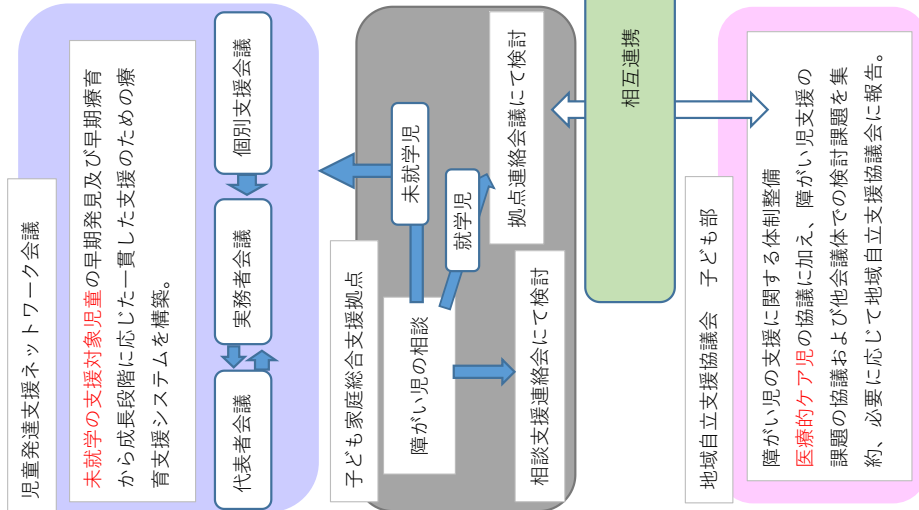


（裏面）



令和5年度以降の障がい児支援の検討の場について

< 令和 5 年度以降 >



< 令和 5 年度実績 >

児童発達支援ネットワーク会議 会議開催：実務者会議3回・代表者会議1回	
1. 特別支援児保育に係る入所調整について	
○令和4年度の課題及びその背景に関する情報共有	
○未就学児童の発達支援におけるコーディネーター役割の設定	
○児童発達支援センターの募集期間の調整	
今年度の成果	
令和6年4月時点において、支援が必要となる児童の通園先を確保	
次年度の方角性	
特別支援児保育に係る受け入れ調整に係る協議については継続	

子ども家庭総合支援拠点連絡会議 会議開催：5回	
1. 医療・教育・福祉の連携について	
○通級指導教室に関する周知及びそれに付随する課題についての情報共有	
○不登校児童に対する小学校での支援に関する実践報告	
○医療と教育の連携不足及び役割理解に関する課題についての協議	
○効果的な連携に際しての情報共有シート（案）に関する意見交換	
今年度の成果	
医療・教育・福祉の連携における会議参加の関係性の構築	
連携促進のための情報共有シートの作成	
次年度の方角性	
情報共有シートの活用を通しての評価及び見直しに関する検討	

支援の質向上プロジェクトチーム

支援の質向上プロジェクトチーム

目的

「支援の質」の向上に関する取組みを進めることで、質の高い日々の支援につなげていくものとする。

1. 社会資源の在り方検討チーム

目的 障がいのある方やその支援者等が、社会資源を探しやすくする（様々なニーズに対応できる支援・資源と繋がりやすくする）ことで、社会資源を活用しやすくする。また、必要とされる資源の開発や改善に向けて取組みを進めることで、支援の質の向上を目指す。

概要 社会資源に関する情報の掲載先が多岐にわたり、欲しい情報をまとめて手に入れることが難しい。社会資源を必要とする時に、その情報を知らないと、繋がる（繋げる）ことが出来ない。という、社会資源の情報収集・発信が課題として挙げた。
和泉市内のインフォーマルも含む社会資源の情報をココスル(We b サイト)に集約し見える化していく。

【見える化をしていく社会資源】

○バリアフリーマップ

和泉市内のお店や施設のバリアフリーに関する情報（駐車場、トイレ、配慮等）

○地域の活動

和泉市内の障がい福祉サービス以外のインフォーマルな情報、日中活動やサービス・支援等に関する情報（居場所、〇〇教室、配食サービスほか）

2. 個別支援計画の在り方検討チーム

目的 和泉市内のサービス事業所の支援の質の向上を目指す。
サービス管理責任者研修で示されているサービス提供（7つのセクション）のポイントを押さえた支援を実施できる事業所を増やす。

概要 サービス管理責任者研修を受講しただけでは、個別支援会議やニーズ整理等、研修で示されているサービス提供（7つのセクション）のポイントを押さえた支援を実施することが難しい。また、業務多忙な中で、どう実践していけばよいのかも課題として挙げた。
令和4年度より、サービス管理責任者研修のフォローアップ研修を実施しており、今年度も引き続き研修の企画、実施を行っている。
また、日々の支援の在り方や工夫していること（ICTを活用した業務の効率化等）について、サービス事業者同士で共有・検討を重ねていく。

支援の質向上プロジェクトチーム

1. 社会資源の在り方検討チーム

令和6年2月までの取組み実績と成果

○バリアフリーマップ 約20件掲載(+0件)

○地域の活動 約90件掲載(+40件)

○1月30日に全体会議を実施し、取組みの方向性を検討した。

「こんな社会資源ある(情報)」「こんな社会資源あったらいい(ニーズ)」の情報とニーズを集約して行く。

まずは、プロジェクトチームメンバーで、社会資源に関する情報とニーズを出し合い、それを基に、社会資源の定義(狭義→広義:活用する視点を変えれば社会資源ともなる)のすり合わせを行う。その後、情報とニーズの集約・発信方法(ココスルの活用等)を検討していくこととなる。

また、障がい福祉サービス等フォーマルサービスに限らず、インフォーマルサービスを活用していく為の仕組みづくりについても検討していく必要がある。

次年度の方向性

○バリアフリーマップ

掲載店舗数を増やしていく為の方策を検討し、拡大を進めていく。また、活用状況の把握なども検討する。

○地域の活動

掲載数は増えている(基幹へ届く情報(チラシ等)を基に掲載している)が、その情報が当事者に活用されているのか、当事者が求めるニーズと合致しているのかの評価が出来ていない。当事者が求めるニーズ「こんな社会資源あったら良い」とそれを充足させる資源の情報「こんな社会資源ある」をどのように集約していくか。また、その資源を活用した(フォーマルな資源に限らない)支援の充実を図る為の取組みを検討していく。

支援の質向上プロジェクトチーム

2. 個別支援計画の在り方検討チーム

令和6年2月までの取組み実績と成果

- 支援の在り方に関する検討会未実施。（研修準備のため）
- 研修の準備を進めている。
研修用動画を撮影し、現在編集中。

次年度の方向性

- ・サービス管理責任者研修を受講しただけでは、個別支援会議やニーズ整理等、研修で示されているサービス提供（7つのセクション）のポイントを押さえた支援を実施することが難しい為、サービス管理責任者研修のフォローアップ研修を企画実施していく。サービス事業種によって性質が異なる為、まずは日中活動系の事業所を対象として取組みを進める。また、サービス管理責任者だけではなく、事業所の支援者全員が支援に関わることが重要であることから、チームアプローチの必要性を強調していく。
- ・動画を完成させ、研修を実施する。研修受講者に対して検討会の参加を促していく。
- ・サービス事業所の職員同士が支援の在り方について、情報交換する場が少ない。特に業務多忙な中で、質の高い支援をどのように行うか（業務の効率化等）等の困り事や疑問を解消できるヒントを得られる情報交換を行う場として検討会を実施し支援の質の向上を図っていく。

委員提案

委員提案なし

これまでの委員提案

委員のみなさま貴重なご提案ありがとうございます。

いただいたご提案につきましては、一定、取組みの方向性が決まったものや、取組みを行う部会、チームが決まったものについては、一旦“提案”の段階が完結したものとし、その後の経過は、各部会ページにおいて、その他取組みと合わせてご確認いただくものとします。

今後も活発な協議・取組みを進めていくため、ふるってご提案お待ちしております！



◆地域における障がい者の外出支援の活性化、充実化
・・・支援の質向上・プロジェクトチーム「社会資源の在り方、作り方」チームにて取組み中。



◆泉州北障害者就業・生活センターによる支援
・・・就労支援部会にて「各就労支援機関等の機能及び連携体制の強化」として取組み中。

◆障がい者計画等のわかりやすい版の作成
・・・今年度、計画策定時に取組み予定。



◆緊急時対応をより円滑に行える体制作りと、より安心して暮らし続けられる地域づくりについて
・・・地域生活支援拠点部会にて取組み中。

◆青年・成人期余暇活動支援の充実について

現在、本市において日中一時支援の支給決定や利用実績、その他障がい支援区分や行動援護スコア、サービス利用状況等のデータ集計や分析等を進めている。

その他、相談支援専門員等に対するニーズ調査、他自治体の取組状況の情報収集を実施する予定。

◆支援やサービス提供に繋がりにくい方への支援体制構築、事業者間の連携支援による支援チーム構築と地域での人材育成について

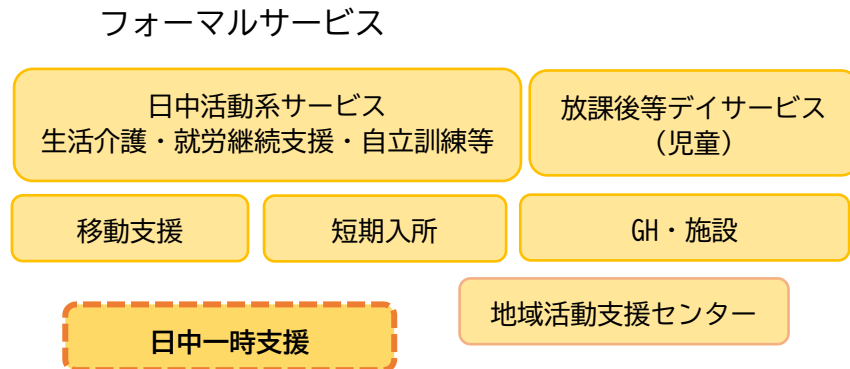
今後、市・障がい者基幹相談支援センター・障がい者相談支援センター（委託相談）を中心に事業者支援の体制構築に向けて検討を進めていく予定。

【検討事項と目的】

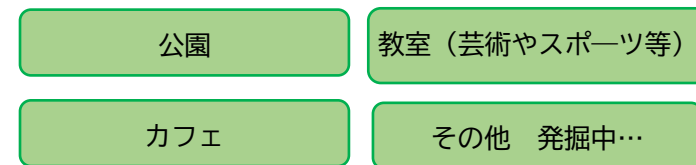
令和5年度第2回障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）において、委員より「障がい者の余暇活動の場・居場所」についての提案があり、また、各種部会等においても障がい者が障がい福祉サービスに限らず、地域において安心して過ごせるための様々な居場所づくり、社会資源の発掘についての協議がなされているところである。（※参考）

協議会においては、障がい福祉サービス以外の社会資源について協議や取組みを進めているが、一方で、利用可能な障がい福祉サービスとして、特に日中一時支援については「制度としてはあるものの、利用に至らない（利用できない）」との声が多いことを踏まえ、協議会において日中一時支援事業の事業内容を決定するものではないものの、実態調査を実施し、制度を必要とする方が適切に利用できるよう検討を進めていく必要があると考える。障がい福祉課で現在把握しているデータをもとに、以下のとおりの考察を踏まえ、実態調査のポイントを整理する。

《障がい者の居場所》



インフォーマルサービス



協議会において、資源を整理・発掘中...

(※)

地域移行部会：精神障がい（疑いも含む）者を対象に、既存の制度（就労系サービス等）の活用が難しい段階の方や、日中活動の選択肢を増やしたい方が気軽に過ごせる居場所をつくる。部会メンバーによる場所提供、支援者の参加により毎月開催中。

支援の質向上 PT：障がい者本人やその支援者等が、社会資源を活用しやすくなるため、地域の活動やお店・施設のバリアフリーに関する情報をココスル（WEB サイト）に集約するなど、支援の質向上を目指し、取組みを進めている。

【和泉市における障がい福祉サービス利用状況】

◆障がい福祉サービスの支給決定者数（移動支援のみ決定者を除く）

2, 090人 ※令和5年1月～12月に有効な支給決定者

- ・若い世代の知的障がい者ほど障がい支援区分（以下「区分」という）・行動点数（※）が高い傾向にある。
- ・また、精神・知的障がい者20代～50代に障がい福祉サービス支給決定者が多い。

	行動点数																				総計
	0～4							5～9							10点以上						
	18未満	18～29	30代	40代	50代	60～64	65以上	18～29	30代	40代	50代	60～64	65以上	18～29	30代	40代	50代	60～64	65以上		
なし	97	174	103	93	123	41	92			1										724	
区分 1		14	9	10	12	3	1													49	
区分 2		62	57	80	112	45	29		1	1	1									388	
区分 3		38	28	51	72	40	31	5	1	6	5	1		1						279	
区分 4		32	14	31	35	14	22	14	13	14	11	2		3	6		2	3		216	
区分 5		12	14	10	20	10	6	12	12	4	13	2	6	14	13	15	4	1		168	
区分 6		10	13	22	19	18	26	10	9	12	12	5	4	44	27	14	13	2	6	266	
総計	97	342	238	297	393	171	207	41	36	38	42	10	10	62	46	31	20	3	6	2090	

	行動点数																			総計		
	0～4							5～9							10点以上							
	18未満	18～29	30代	40代	50代	60～64	65以上	18～29	30代	40代	50代	60～64	65以上	18～29	30代	40代	50代	60～64	65以上			
身	4	13	17	41	65	55	106			2	1	1	4							309		
身精		1	5	7	18	4	4													39		
身知	23	31	14	20	18	6	7	8	9	8	8	3	1	15	7	7	3		2	190		
身知精														1						1		
精	6	118	125	150	212	86	77	2	2	3	6	3		1	1			1		793		
知	60	157	69	71	68	16	13	30	24	24	27	3	5	45	37	24	17	2	4	696		
知精	4	21	8	7	6	3		1	1	1					1					53		
難		1		1	6	1														9		
総計	97	342	238	297	393	171	207	41	36	38	42	10	10	62	46	31	20	3	6	2090		

次ページでは、日中活動系サービスの支給決定状況から、状態像ごとの日中の過ごし方を見ていく。

※行動点数・・・区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数

◆区分・行動点数から見た日中活動サービス（生活介護、就労 B）の支給決定者内訳
生活介護

		身						身精		身知						精						知						知精	総計	
		18～29	30代	40代	50代	60～64	65～	30代	50代	18～29	30代	40代	50代	60～64	65～	18～29	30代	40代	50代	60～64	65～	18～29	30代	40代	50代	60～64	65～	18～29		
区分 2	0～4																		2	1						1	1			5
区分 3	0～4		1	2	1	3			1		1			1	1		1	2	2	2	1		1	4	3	2	1	1		31
	5～9																						2		1	1				4
区分 4	0～4			1	3					1	1	1	3		1			3	7				8	6	7	2		1	1	46
	5～9											1							1	2		5	6	5	5			1	26	
	10～17																													7
区分 5	0～4		3		3		1		1	7	3	1	2	1			1			1				2	1	2	1	1		31
	5～9					1	1			3	1								1			6	8	4	9	1	4		39	
	10～17									1		1	1									11	7	11	2	1			35	
	18点以上																								1				2	
区分 6	0～4	1	6	5	5	3	2	1		5	3	6	3	2						1					1	1	1	1		47
	5～9			1			1			5	8	4	7	3	1					1		5	1	5	3	1			46	
	10～17									12	5	5	2		2		1					21	11	6	11	1	3		80	
	18点以上										1	1										10	7	2			1		22	
総計		1	10	9	12	7	5	1	2	34	23	20	18	7	5	1	2	5	13	8	1	71	55	47	42	8	12	2		421
										107												235								

就労継続支援 B 型

		身						身精						身知						身知精	精						知						知精						難	総計
		18～29	30代	40代	50代	60～64	65～	18～29	30代	40代	50代	60～64	65～	18～29	30代	40代	50代	60～64	65～	18～29	18～29	30代	40代	50代	60～64	65～	18～29	30代	40代	50代	60～64	65～	18～29	30代	40代	50代	60～64	50代		
なし	0～4			6	7	3	25			1	3	1	2	2	3	1			1		36	30	39	59	23	39	33	8	10	9	2	1	2	4	2	1	1	1	355	
区分 1	0～4													1							2	2	5	1	1	2		1										15		
区分 2	0～4				2	1		1	1		3		1		1		2				8	14	24	32	13	8	20	10	11	16	2	5		1	4	2			182	
	5～9																													1									1	
区分 3	0～4	2	2	3	1	3				1	1			3	1	3	2		1		1	3	10	18	9	4	12	10	13	15	3	1	4			1			127	
	5～9			1																		1	2				3		3	3	1							14		
区分 4	0～4	1		2	3					1				2	1	2	1	1	1			1	3	4		3	12	2	8	3	2	1		1		1	1		57	
	5～9																2										6	6	6	4			1	1				26		
	10～17																		1										4	1	1							7		
区分 5	0～4				1									3	1	1	2						1					3	2	1		1						16		
	5～9																1																					11		
	10～17																1									4	3		1			1						9		
区分 6	0～4			1							1	1				1	1											4	3					1				5		
	5～9														1		1									1											4			
	10～17																1																					1		
	18点以上																											1										1		
総計		3	2	13	14	7	25	1	1	3	8	2	3	11	9	10	10	1	3	1	45	51	81	120	46	55	93	52	58	54	10	10	7	8	6	5	2	1	831	
																				398						277														

若い世代の特に区分・行動点数の高い知的障がい者は生活介護、区分・行動点数の低い方で特に精神・知的障がい者は就労継続支援 B 型を支給決定している傾向にある。

生活介護

身・知的障がいの方が 342/421（約 81%）、行動点数 10 点以上が 146/421（約 35%）

就労継続支援 B 型

精神・知的障がいの方が 675/831（約 81%）、区分・行動点数は低い傾向

前ページにおいて、生活介護、就労継続支援 B 型の支給決定者の傾向を示したが、今回協議会において議題が上がった「日中活動サービス利用後」に利用が考えられる障がい福祉サービスとして、和泉市の日中一時支援サービスの利用状況を見ていく。

◆日中一時支援の支給決定者

224人 うち利用実績者21人 延べ153回の利用実績 ※令和5年10月利用実績

利用実績のある21人の内訳

		行動点数			総計
		0～4	5～9	10～	
なし	身	1			1
	身知	10			10
	知	26			26
	知精	4 (2)			4
区分1	知	1			1
区分2	精	1			1
	知	15 (3)			15
区分3	知精	1			1
	身知			1	1
	精	1			1
区分4	知	10 (2)	2		12
	身	1			1
	身知	5	1		6
	身知精			1	1
区分5	精	3			3
	知	20 (1)	12 (1)	3	35
	知精	1			1
	身	1			1
区分6	身精	1			1
	身知	6	2	3	11
	知	4 (1)	15 (2)	15 (2)	34
	知精			1	1
区分7	身	2	1		3
	身知	8		12	28
	知	1	2 (1)	22 (6)	25
総計		123	43	58	224

生活介護と日中一時支援 支給決定者

		身	身知	精	知	知精	総計
区分3	5～9				1		1
区分4	0～4		2	3	13	1	19
	5～9		1		6		7
区分5	10～17				2		2
	0～4	1	4		2		7
	5～9		2		13		15
	10～17		2		13		15
区分6	18点以上				1		1
	0～4	2	6		1		9
	5～9	1	8		2		11
	10～17		11		15		26
区分7	18点以上		1		7		8
	総計	4	37	3	76	1	121

就労継続支援 B 型と日中一時支援 支給決定者

		身	身知	身知精	精	知	知精	総計
区分2	0～4				1	8	1	10
区分3	0～4				1	7		8
	5～9					1		1
区分4	0～4	1	3		1	6		11
	5～9					6		6
	10～17			1		1		2
区分5	0～4		3			2		5
	5～9					3		3
	10～17		1				1	2
区分6	0～4		1					1
	5～9		1			1		2
総計		1	9	1	3	35	2	51

知的障がい者で、特に区分と行動点数が高い方ほど、日中一時支援の支給決定を受けており、実際に利用している傾向にあるが、支給決定者数に対し、利用者数は約9.3%に留まる。また、利用実績者21人で延べ153回の利用のうち、125回が4時間以下の利用であった。（4～8時間：26回、8時間～：2回）**利用時間は夕方、15時以降日中活動サービスの利用後が多い傾向**

（参考）日中一時支援の単価：区分4 4時間以下：1,620円

日中一時支援事業所：20事業所

◆今後の検討事項

全ページまでの考察より、日中活動サービスの支給決定を受けている障がい者の中でも、特に、生活介護を利用する重度障がい者、特に区分と行動点数の高い知的障がい者に日中一時支援のニーズがあると考えられる。

自立支援協議会において「（在宅を想定した場合）日中活動サービス利用後、家族等が就労を終えるまでの時間帯の過ごし方に課題が多い」という意見があった。障がい者を支える家族の就労機会の確保を考える上で、また、本人の生活の場として、支援者のいる場で適切に支援を受けることのできる居場所・制度が不可欠であり、特に重度障がい者の居場所については、支援者のいる環境が必要であることを考えると、障がい福祉サービス（日中一時支援サービス）のニーズが高いと考えられる。しかし、利用実績は少なく、その要因について実態調査を行ったうえで今後のサービスのあり方等について検討していく必要がある。

また、障がい福祉サービス以外の居場所・過ごし方を希望する障がい者のニーズもあることを踏まえ、協議会においては、障がい福祉サービス以外の地域のインフォーマルサービス・資源を活用した居場所・過ごし方についても検討をいただき、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう幅広く協議を進めていくものである。

◆日中一時支援についての実態調査 アンケート案

①過ごし方・居場所としての日中一時支援のニーズ把握を行う

- ➡市内相談支援事業者にアンケート…相談支援部会で配布を想定
アンケート調査のポイント
 - ・現在の過ごし方や過ごし方に関する課題
 - ・夕方時の介護等の状況や必要度
 - ・日中一時支援の必要性や利用希望、利用状況、申請理由

②登録事業者はあるものの、受け入れができていない理由は何かを確認する

- ➡現在登録している日中一時支援事業者に対し、受け入れ状況と、受け入れ困難である場合の理由についてアンケート
アンケート調査のポイント
 - ・運営状況、サービス提供内容
 - ・受け入れ状況、受け入れの傾向、受け入れにかかる課題
 - ・送迎、医療的ケアへの対応

③他自治体に対して、同様の課題やその対応、日中一時支援や地域活動支援センターの実施状況などを確認する

➡他自治体に対して調査を実施

アンケート調査のポイント

- ・ 夕方の過ごし方等に関する課題への対応
- ・ 日中一時支援の指定状況、利用状況、利用実績
- ・ 地域活動支援センターの事業内容、利用状況